



はじめに

てその年の1月から12月の

あった。

者数は182万2725 在の日本で働く外国人労働 いる。2022年10月末現 者の数は、著しく増加して 交流は盛んに行われてお に増加している。 人と比べると、約2・7倍 年10月末現在68万2450 り、日本から外国また外国 に伴い、国を跨いでの人材 から日本へ働きに来る労働 ハーで、

10年前の

2012 近年、経済取引の

りに税務上の問題を解決で きない場面に多々出くわ 作成に携わっていると、 係る相談あるいは申告書の は理論上あるべき処理の通 令に定められている処理又 日々、個人の国際税務に

按分の基準

行う必要がある。中古賃貸

実務のはざまにおけるいく 深刻な問題であり、 これは、申告上直面する 物件に係る按分の方法につ 価額を把握するため、土地 と建物の取得価額の按分を している場合、減価償却費外国に賃貸不動産を所有

たい。
つかの問題点について考え

税期間の相違について所得税における日本と外国 の

思う。

ちなみに、国税庁のタッ

期間及び申告期限は異な の総所得金額等をその年の 告期限は翌年4月15日、オ 間は日本と同じく暦年で申 る。例えば米国は、課税期 されている (所法1200) の間に申告書を提出すると 翌年2月16日から3月15日 及び申告期限は、その年分 ーストラリアは、課税期間 しかし、国によって課税 日本の所得税の課税期間 課税期間に従い1月から12 いうと非常に困難である。 り計算する必要があるが、

申告時に入手ができる前年 いというのが現状である。 申告書を作成せざるを得な の外国の資料に基づいて、 た処理とは異なるが、確定 ては、所得税法で定められ このような状況下におい 税務署に対して確認をし ③ 土地、建物の原

期限はさらに翌年1月31日

日から翌年4月5日で申告

計算をするときは、日本の

している場合、所得金額の

外国に賃貸不動産を所

英国は、課税期間は4月6 日で申告期限は10月31日、 は7月1日から翌年6月30

がそろわない。 の作成までに、外国の資料 また、申告期限は日本の申 を把握することが可能かと 実際に確定申告書を作成す 告期限よりも遅いことが多 る際に、外国の賃貸不動産 に関し、暦年ベースの数字 ため、日本の確定申告書 つ収入及び必要経費によ

たところ、当然のことなが より按分することが可能で 産について、右記の基準に あろうか それでは外国の賃貸不動 般管理費・販売費、支(取得費、造成費、一 払利子等を含む。)を 基にした按分

る。 3 することを認めたものがあ の固定資産税評価額で按分 る州の事例について、現地最近の裁決で、米国のあ

の計算において建物の取得

算定することはしなかっ かず、その書類のみを基に のであるかどうか判断が付 精緻な方法で評価されたも があった。しかし、それが 納税者が提出してきたこと 本の固定資産税評価額通知 中国の不動産があるが、日 事例で、米国、カナダ及び 書に相当するような書類を 自分が今までかかわった

固定資産税評価額等を基に

ではなく、相続税評価額や いて明確な基準があるわけ

按分しているのが現状かと

(2)国外中古建物の不動産所 令和2年度の税制改正 得に係る損益通算等

をあげている。

の時価の比率による按および建物のそれぞれ

で、国外中古建物の貸付け

により損失が生じた場合で

譲渡時における土地

2

相続税評価額や固定

た按分

資産税評価額を基にし

区分について、3つの基準 譲渡した場合の建物代金の

税に関し建物と土地を一括 クスアンサーでは、消費

26 06 03)。 た (措法41の4の3、 た(措法41の4の3、措令たものとみなす改正がされ 計算上生じた損失はなかっ 当でない方法により行って 使用可能期間の見積りが適 いた場合は、国外不動産 耐用年数を簡便法あるいは

3

申米 告国 L

LCからの分配金の確定

成せざるを得ない。

得し耐用年数を簡便法で行 のは、国外中古不動産を取 い多額の減価償却費と借 金利子を必要経費に計 この改正の発端となった

①米国LLCの国内法上の

るところであるが、国税庁

国税庁 省、令

ホームページ・タ 和5年1月27日

では、LLCが米国の税務

法人課税又はパス・ス

米国LLCの税務上の取扱い

論がなされ裁判例も出てい 扱いについては、様々な議

したかにかかわらず、原則ルー課税のいずれかを選択

3

令和4年11月8日裁決

1課税標準

ックスアンサー№630

国税庁

ホームページ・質

したかにかかわらず、

とにより、源泉所得税の還 与所得とを損益通算するこ し、不動産所得の損失と給 摘されたことによるもので 付を受けるという節税スキ ムが、会計検査院から指

いて地と建物の取得価額の按分につ国外に所有する賃貸不動産の土

た数字を基に申告書を作成 るすべもなく、業者の出 る。これもその鑑定額が正 いるものが多いようであ が20%、建物が80%として ぞれの割合が物件明細書に 作成したことがあるが、日 盛り込まれていた。ちなみ 建物の評価を依頼し、それ り、外国現地の不動産業者 しいかどうか当方で判断す に、米国の物件だと、土地 にその販売物件の土地及び 本の業者が販売するにあた している納税者の申告書を この節税スキームを利用

物の割合が8%であること 細書を調査官に提示し、建 客に対し、税務調査を受け を説明した。調査官曰く、 は、業者が作成した物件明 利用した節税スキームの顧 他の事案においても8%が たことがある。そのとき したのが現状である。 過去、国外中古不動産を

ば、米国LLCから個人がして取り扱われるのなら

設備、構築物等細分化し、 体のみで減価償却費の計算 それぞれの種類別の耐用年 古不動産を建物、建物附属 が、新しいスキームは、中 を行うというものである つてのスキームは、建物本 キームが登場している。か がふさがれたが、新しいス で、上記節税スキームの 数で減価償却費の計算をす

書がそろっ

た段階で、修正

作成し、後日、米国の申告

告書を基に

に日本の申告書を

どうかである。

申告か更正の請求を行うか

また、修 間にわたり日本の租税債務 が確定せず不安定なこと、 納税者からすれば、長期 正申告や更正の請



阿部行輝 【麻布】

(2)所得税確定申告書の作成

当としている。4

のような点である。

米国LLCが外国法人と

する場合に苦慮する点は次て、税理士が申告書を作成国税庁の見解どおりとし

米国LL

LCの取扱いは、

上の問題点

米国の課税当局に鑑定を依 多いので、それが正しいも は、80%という数字は妥当 も連絡がないということ であったが、5年たった今 本件も再調査するとのこと 誤りという結論が出れば、 た。その鑑定結果で8%が 頼しているとのことであっ のかどうか国税庁を通じて

だったのかもしれない。 なお、令和2年度の改正

類の入手が困難である。そ

で、日本の確定申告期限に 定申告期限は4月15日なの

は、米国LLCに関する書

の場合、前年分の米国の申

判断する手段はないため、 その書類を基に申告書を作 その数字が正しいかどうか 数を申告資料として用意し 種類構造別の金額と耐用年 の専門家に依頼し、詳細な ムに関しては、業者が現地 ている。税理士としては、 るものである。このスキー

おわ りに

書を作成し ば、最も合理的と考えられい税理士の立場からすれ 問題ではな は、立法措置で解決できる 今まで述べてきたこと しなければいけな ない。実際に申告

きに調査官と議論を交わ 実際に税務調査があったと 処の仕方と考えている。 る方法で申告書を作成し、 積していくのが現実的な対 し、今後のために事例を蓄

10月末現在) 厚生労働 出状況まとめ (令和4年 人雇用状況」の届 国LLCに係る税務上の 疑応答事例·法人税·米

「外国

求となれば、税理士費用や の申告書を作成せざるを得 する。現実的な方法とし の米国の申告書を基に日本 て、毎年継続的に、前年分 延滞税が発生する可能性が あることなど問題点が発生

国法人(内

人 として

こ取り扱うのが相

国法人(内国法人以外の法的には我が国の税務上、外

(Dividends)、譲渡所得 ScheduleK - 1には、利子所 金額の明細書を基に行う。 うその者の持分に係る所得 ときは、ScheduleK - 1とい 関係した申告書を作成する ない状況である。 (Capital Gain) 等何種類 第2点は、米国LLCが

申告書に載せる必要がある のかなど迷う点がある。 の所得も加味したところで 法人扱いされるので、配当 ればよいのか、それとも他 所得を日本の申告書に載せ が、米国LLCは日本ではかの金額が掲載されている

先で、3点

点ある。

まず第1点は、米国の確

なると考える。問題はその 法上の所得区分では配当に受け取る分配金は、所得税

日本の課税所得と一致して いるとはいえない点であ - 1に掲載された数字が、 なるのだから、ScheduleK と日本では会計基準等が異 第3点は、そもそも米国